

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告 書

令和7年1月16日

長野県中信県税事務所長 黒井 秀彦 ㊞

下記により差押財産の公売をします。
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公 売 財 産	売却区分番号	公 売 財 産		公 売 保 証 金	見 積 価 額 (最低公売価額)
		名称、性質、所在、地上権等その他の権利	数量		
	中税-0602	小型貨物自動車（マツダ・タイタン）、平成7年式、走行距離238,595km（詳細は付表のとおり）	1	なし	380,000円
		<以下余白>			

公 売 方 法	入札
---------	----

公 売 日 時	入 札	令和7年2月5日（水） 午後2時00分から午後2時30分まで
	開 札	令和7年2月5日（水） 午後2時30分

公 売 場 所	松本市大字島立1020番地（長野県松本合同庁舎 203号会議室）
---------	----------------------------------

最高価申込者決定の日時及び場所	日 時	令和7年2月5日（水） 午後3時00分	場 所	公売場所に同じ
-----------------	-----	---------------------	-----	---------

売却決定の日時及び場所	日 時	令和7年2月12日（水） 午前10時00分	場 所	長野県中信県税事務所
-------------	-----	-----------------------	-----	------------

代 金 納 付 期 限	令和7年2月12日（水） 午後3時00分
-------------	----------------------

買 受 人 に つ いて の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第92条及び第108条第1項の各号に規定する者は除外する。
--------------------------------------	------------------------------------

そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> 1 見積価額に達した入札者等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。 2 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行の振出に係るもの及びその支払保証のあるものに限る。）でなければ納付できません。また、公売保証金が必要な場合は納付した後でなければ入札できません。 3 入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、変更、取消はできません。 また、入札書に記入する入札金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額としてください。 4 最高価申込者の決定は、入札価額が見積価額以上でかつ最高価額である入札者としします。 5 最高価額での入札者が複数いた場合には、その入札者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。 追加入札の入札価額がなお同価であるときは抽選（くじ）により決定します。 なお、追加入札には、国税徴収法第108条の適用がありうるので注意してください。 6 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制が適用される場合があります。 ただし、本制度の適用は入札時に申し出た者に限りします。 7 買受代金納付の前に公売財産に係る県税完納の事実が証明されたとき、又は買受代金納付後であっても、取消すべき重大な理由があるときは売却決定を取消します。 8 権利移転及び危険負担の移転の時期は、買受人が買受代金を全額納付した時です。したがって、買受代金納付後の財産のき損、焼失等による損害は買受人の負担となります。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得た時に権利移転します。 9 長野県は瑕疵担保責任を負いません。 10 公売による権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税等）は買受人の負担となります。なお、公売財産の権利移転につき登記（録）を要するものについては、買受代金納付後、執行機関に対し所有権移転登記（録）を請求するとともに権利移転に必要な関係書類、登記（録）に伴う郵券等を提出してください。 11 公売物品の下見をご希望の方は、<u>予めお電話をいただいたうえで令和7年1月16日（木）から1月31日（金）までの平日、午前9時から午後4時の間に、長野県中信県税事務所 収税課窓口までお越しください。</u> 12 公売公告の内容は、長野県中信県税事務所でご覧することができます。（平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）
-------------	--

配 当 を 受 け る 者 の 権 利 の 申 出 に つ い て

この公売財産の換価代金について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を長野県中信県税事務所へ申し出てください。
なお、債権現在額申立書の用紙は長野県中信県税事務所に用意してあります。